

設立認可取消医療法人一覧表

No.	法人の名称	法人の所在地	認可取消年月日	備考
1	医療法人今岡歯科	大阪府松原市天美東七丁目7番7号	令和3年3月18日	診療所／歯科
2	医療法人大塚歯科医院	大阪府吹田市古江台一丁目16番4号	令和3年3月18日	診療所／歯科
3	医療法人大原会王クリニック	大阪府高石市千代田一丁目8番16号	令和3年3月18日	診療所／医科
4	医療法人加藤クリニック	大阪府寝屋川市池田旭町24番1号	令和3年3月18日	診療所／医科
5	医療法人黒坂診療所	大阪府岸和田市下池田町三丁目7番30号	令和3年3月18日	診療所／医科
6	医療法人天華会	大阪府堺市美原区北余部44番地の2	令和3年3月18日	診療所／医科
7	医療法人和仁会	大阪府高石市綾園一丁目14番25号	令和3年3月18日	病院／医科

※医療法第65条の規定による設立認可の取消。

医療法第65条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後1年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。